

静岡県公安委員会規則第6号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
浜松東警察署	(略)			浜松東警察署	(略)		
	蒲交番	(略)			蒲交番	(略)	
	可美公園前交番	浜松市中央区増楽町950番地の1	浜松市中央区のうち 倉松町、小沢渡町、 増楽町、高塚町、堤町、 新橋町、東若林町、 米津町の一部、 若林町				
	白脇交番	(略)			白脇交番	(略)	
	(略)				(略)		
和田交番	(略)		和田交番	(略)			
卸本町警察官駐在所	浜松市中央区法枝町758番地の1	浜松市中央区のうち 卸本町、田尻町、法枝町の一部、 米津町の一部					
浜松中央警察署	(略)			浜松中央警察署	(略)		
	駅南交番	(略)			駅南交番	(略)	
	可美公園前交番	浜松市中央区増楽町950番地の1	浜松市中央区のうち 倉松町、小沢渡町、 増楽町、高塚町、堤町、 新橋町、東若林町、 米津町の一部、 若林町				
	佐鳴台交番	(略)			佐鳴台交番	(略)	
	(略)				(略)		
北部交	(略)		北部交	(略)			

	番	
	柳通交番	(略)
(略)		
細江警察署		(略)
	中川交番	(略)
	<u>三方原北交番</u>	<u>浜松市中 中央区三方 原町1681 番地の24</u>
	三ヶ日町交番	(略)
(略)		
(略)		

	番	
	<u>三方原北交番</u>	<u>浜松市中 中央区三方 原町1681 番地の24</u>
	柳通交番	(略)
	<u>卸本町警察官駐在所</u>	<u>浜松市中 中央区法枝 町758番地 の1</u>
(略)		
細江警察署		(略)
	中川交番	(略)
	三ヶ日町交番	(略)
(略)		
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。